

No. **158**

2023. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



別所線 まるまどり一む号と冬景色の塩田の田園風景（上田市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

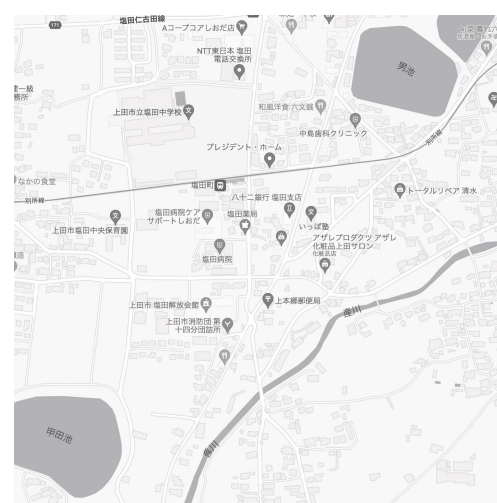
- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 別所線 まるまどりーむ号と冬景色の塩田の田園風景（上田市）

上田駅から別所温泉駅をつなぐ鉄道、上田鉄道別所線。通勤通学の足としての役割だけでなく、観光客にも愛用されている鉄道です。丸窓の列車は引退しましたが、今もなお鉄道ファンの心に残る存在になっています。また、別所線は、シンボルであった千曲川にかかる「赤い鉄橋」が2019年の台風19号で被災しましたが、2021年3月に復旧し、全線開通を遂げました。

終着駅の別所温泉は、北向観音をはじめとする寺院や国宝である八角三重塔など、見所の多い温泉地です。別所線の走る上田市の塩田平は「信州の鎌倉」と呼ばれ、今も多くの神社や寺があり、古の時代にわたしたちを誘います。

（写真提供：上田市マルチメディア情報センター）



目次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一…………… 2
	・会長 山本準一…………… 4
各部長あいさつ	・総務部長 松島茂行…………… 5
	・農林建設部長 奈良木利邦…………… 5
	・運輸交通部長 廣瀬 繁・副部長 中塚千夏…………… 7
	・国際部長 春日博幸…………… 8
	・環境生安部長 小野清仁…………… 9
	・研修部長 渡邊博昭…………… 9
	・法務部長 岡田忠興…………… 10
	・広報部長 小西 勝…………… 12
	・業務対策部長 和田英幸…………… 13
	・ADRセンター長 和田英幸…………… 13
	・デジタル推進特別委員長 土屋 帝…………… 14
	・(一社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部長 柳澤 誠…………… 16
年 賀	…………… 17
日行連関係	・関東地方協議会連絡会に参加しました…………… 18
新入会員登録証交付式	…………… 19
事業報告	・特定行政書士ブラッシュアップ研修会報告…………… 21
	・長野県外国人材受入企業サポートセンター主催「外国人材活用セミナー」開催の ご報告…………… 22
	・令和4年国際部活動報告…………… 23
	・市民向け「相続・遺言セミナー&無料相談会」報告…………… 24
業務資料	・道路運送車両法関係手数料令の一部改正に伴う印紙の売捌きについてのご願い…………… 25
	・戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて(周知)…………… 28
	・建設業法施行令の一部を改正する政令について(通知)…………… 30
	・建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について(通知)…………… 34
	・字光式照明器具の取扱い変更について…………… 36
	・建設業許可・経営事項審査の電子申請システムによる申請受付開始について(通知)…………… 39
お知らせ	・行政書士無料相談について…………… 43
	・長野県行政書士会会長選任規則の一部改正について…………… 44
	・斡旋物一覧…………… 45
	・長野県収入証紙の販売について…………… 45
	・行政書士業務を廃止される方へ…………… 45
	・会員専用ページのID・パスワードについて…………… 46
会議報告	…………… 47
支部だより	・東信支部…東信支部研修会報告…………… 53
	・諏訪支部…研修会を開催しました…………… 54
長野県行政書士 政治連盟のページ	・新年あいさつ…………… 55
会員の動き	・入会・退会・法人会員・単位会変更・ご逝去…………… 56
編集後記	…………… 56



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。長野県行政書士会会員の皆様には、旧年中、県政の推進に対して格別の御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年も新型コロナウイルスとの闘いの一年となりました。県内でも幾度となく感染の波に見舞われましたが、この間、救える命が救えなくなる状況を招くことなく、乗り越えてくることができたのは、ひとえに医療・介護従事者をはじめ新型コロナウイルスと闘っていただいている皆様の御尽力と、県民・事業者の皆様の御理解・御協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

感染力が強い一方で重症化しにくいオミクロン株の特性も踏まえ、コロナ禍から平常時への切替えを念頭に置きながら、引き続き、県民の皆様の命を守り、暮らしと産業を支える取組を推進してまいります。

さて、私は昨年8月の県知事選挙で負託をいただき、四期目の県政を担わせていただくこととなりました。県政課題が山積している折から、改めて知事としての責任の重さを自覚し、初心を忘れることなく、県民の皆様のしあわせと長野県の発展に全力を尽くしてまいります。

もとより県政は県民の皆様のために存在します。「対話と共創」を基本とした「県民起点」の県政を推進するため、まず優先して取り組むべき選挙公約の項目を「スタートダッシュ・アクション2022」として取りまとめ、昨年10月には、私自身が県内全市町村を訪問する「県民対話集会」や、県民・企業等と予算を共に創り上げる「県民参加型予算」の試行をスタートさせました。今後も、県民の皆様の思いに寄り添い、共に考え、行動してまいります。

今年の4月からは、次期総合5か年計画が始まります。計画の基本目標として、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を掲げたいと考えています。これには、新型コロナウイルスや物価高騰、気候変動とそれに伴う災害の激甚化、少子化や担い手不足など、かつてない危機的な状況を克服し、県民の皆様の命と暮らしを守るとともに、物質的にも精神的にも満たされた、真にゆたかな社会をこの信州から創っていくとの強い想いを込めています。

また、新しい時代に向けて、特に力を入れて進めていく政策については、新時代創造プロジェクトとして位置づけ、部局の枠を超えて重点的に取り組んでいく考えです。とりわけ、女性・若者から選ばれる県づくり、持続可能な脱炭素社会やデジタル・最先端技術を活かした社会の実現などについて、社会経済システムの大きな転換を図っていけるよう、具体的な施策を構築してまいります。

今年の干支は「癸卯（みずのと・う）」となります。次の新たな生命が成長し始めている状態を意味する「癸」と、うさぎのように跳ね上がることを意味する「卯」の組み合わせから、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になると言われています。信州にとって飛躍の年となるよう、次期総合5か年計画のスタートとともに新たな施策を始動させ、県民の皆様と信州の未来の姿を共有しながら、共に取り組んでまいります。

この春には、G7長野県軽井沢外務大臣会合が開催されます。首脳会議に先立ち、国際社会における喫緊の諸課題についてG7の外務大臣が胸襟を開いて率直に議論するこの重要な会合の機会を活かして、本県の持つ自然環境、食、産業といった魅力や強みを広く世界へと発信し、観光誘客などの促進につなげてまいります。

結びに、今年一年の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会長 山本 準一

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の飛躍の卯年を迎え、会員各位におかれましては希望に満ちた新年をスタートされご健勝に活躍されておられることとお慶び申し上げます。

また、日頃は会務運営につきましてご理解、ご協力を頂いておりますことをあわせて感謝申し上げます。

さて、昨年の本会活動において特筆すべきは、4月から従来の8支部を5支部に再編するという組織の大きな変革がなされたことです。

同時に会員一人ひとりや各支部の不平等をなくすため支部会費の多寡を是正し、平準化を図るために支部会費と本会費を一元化し、すべての会員の会費を同額としました。私は会長に就任して以来、会員の「共助と共生」、「相互扶助」、そして「融和と結束」を基本理念に掲げ、会務に努めてまいりました。

「地域との共生」と「役所との共生」を実行すべく各支部が自治機能を的確に発揮し、地域の自治体と友好的な関係を構築し、大規模災害時には支援活動を通して、住民の権利利益の実現に資するものと期待するものです。

今、私たちの生活環境や社会経済活動は3年前からの新型コロナウイルス蔓延の影響で想定をはるかに超える勢いで変化しています。そのうちの最も大きな変化としてはDX化の加速です。一昨年より政府においてデジタル庁が創設され「誰一人として取り残さないデジタル社会の実現に向けて」とのスローガンのもとに秒進分歩のスピードであらゆる分野においてその推進を図っています。我々の業務においても紙ベースでの申請からオンラインへの申請と徐々に移行されています。つまり「紙+ハンコレス」が実現されています。

本会では然る状況下において行政書士業務が縮小化とにならないよう県や県議会との連携協議を行い、昨年県議会の2月定例会で「行政手続のデジタル化推進において行政書士の活用を求める陳情」を全会一致で採択していただきました。

そして昨年4月からは長野県建設部から建設業許可等の手続に係る相談業務と経営事項審査業務を受託し、県内多数の会員のご協力を得て鋭意、事業を進めているところです。

今後も、行政書士が地域社会において、頼りになる士業者として真に信頼され、付加価値のある業務ができるよう活動してまいり所存ですので、ご協力をお願い致します。

結びに本年も会員各位のご健勝とより一層のご活躍を祈念申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

各部長あいさつ



総務部の活動報告

総務部長 松島 茂行

皆さまあけましておめでとうございます。
総務部長の松島です。

日頃から会員の皆さまには本会事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年のご挨拶ということですので、総務部の活動報告をさせていただければと思います。総務部として本年度に取り組んできたのは、インボイス制度に関する研修、職務上請求書の取扱い改定、賀詞交歓会のあり方についての3点です。

まず、インボイス制度研修につきましては、長野税務署担当官を講師にお招きして開催させていただきました。ただ、受講された先生方から制度的に複雑で1度の説明ではわかりにくいとの指摘もありましたので、引続き制度の周知に努めていければと考えています。

2点目の職務請求書の取扱いについてですが、皆さんもご存じのように栃木会の会員が請求書の不正使用をして逮捕されたことに端を発しております。現在、取扱いの改定について調整をしているところですが、現行に比較して取扱いにご苦勞をおかけすることになると考えられます。

なお、今後、職務上請求書の不正使用等が発覚すれば、職務上請求書の使用が出来なくなることも考えられますので、会員の皆さんには適正使用をしていただくようお願いいたします。

3点目の賀詞交歓会につきましては、本会の会員の皆さん全員が集まれる機会はこの賀詞交歓会だけですので、会員同士が支部を超えて交流する場として、抽選会の開催や支部ごとの紹介といった会員の皆さんに楽しんでいただく機会にしたいと思っています。

この、会報が皆さんのお手元に届く時には令和5年度の交歓会は終了していると思いますが、参加された会員の皆さんに楽しかったと思っていただければ幸いです。

最後に、コロナ感染症の終息がなかなか見通せないなかですが、会員の皆様にはお身体を大切にいただきご活躍をいただければと思います。



農林建設部の活動報告

農林建設部長 奈良木 利邦

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、農林建設部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度は、長野県の建設業許可等に係る受託業務が4月1日から開始され、本受託業務である、建設業許可等申請書作成に係る現地相談窓口業務及び経営事項審査形式審査業務の差配並びに定期的な研修会を開催する一年となりました。事前に昨年の秋頃より、建設業法関係業務の実情調査アンケートを実施し、それを踏まえて研修会開催を主にして事前準備を進めさせていただいておりました。本受託業務が開始されるまでは、一抹の不安

もありましたが、実際に開始されると、相談員・審査員をしていただいた会員の皆様のご尽力により、そんな不安は一瞬に消えました。改めてご協力いただいた会員の皆様に感謝申し上げます。

また引き続き、令和5年1月から「建設業許可申請・経営事項審査の電子申請サービス」のスタートが予定されています。この電子申請は、G-bizIDを通じての申請となりますので運用システム等の詳細と手続について、研修会の開催及び情報発信に努めてまいりたいと思います。

【事業報告】

長野県の建設業許可等に係る受託業務について、先ず、現地相談窓口業務についてですが、月2回（2名の相談員/1回）、4会場（東信・南信・中信・北信）で、9時から17時まで実施されました。相談内容は、建設業許可・経営事項審査に係る概要と申請手続についてであります。相談者は、従前の長野県による一次審査の意味合いで相談されることがあったため、相談員の方は、通常の無料相談会と比べ勝手が違い、ご負担をお掛けしたことと思います。次に、経営事項審査形式審査業務についてですが、月15日（2名の審査員/日）、長野県庁建設政策課で、9時から17時まで実施されました。業務内容は、審査チェックシート等による申請事項の確認です。こちらは、月数百件の審査件数ということもありましたが、長野県職員と連携をしていただき、大変なご尽力をしていただきました。集約化に際して、申請者の相談機会の減少や、審査手続の低下が懸念されていましたが、その回避に行政書士として一躍を担うことが出来たと強く感じています。

また、本部会では、本受託業務を進めて行くに際し、研修会を開催するタイミングを考慮しながら、どのような内容の研修会をすべ

きかとの会議を重ね、定期的を開催させていただきました。

経営事項審査をはじめ建設業法においては、変更内容も多々ありましたので、本受託業務にご協力いただいている会員様その他の会員様においても、変更内容をはじめ建設業業務について、改めて再確認をしていただけたかと思います。1月からは、いよいよ電子申請の開始となります（郵送での申請手続も可能）。このことにより、委任状の作成方法一つを見てみても、G-bizIDの取得を依頼者様にお願いをするなどのご協力を仰がなければなりません。依頼者様がスムーズに電子申請の着手をしていただくには、我々が本来の申請業務はもちろんのこと、電子申請の導入を担う行政書士がこの短期間にしっかりとスキルを身に付けておかなければなりません。

【今後の課題】

建設業許可申請等の電子申請についての研修会等での発信はもとより、建設キャリアアップシステムの代行申請手続きについても最近の動向を考慮すると、喫緊の課題になると思います。地方ではまだまだ、元請けの建設会社と現場の技能者とは意識にかなりの開きがあると思いますので、会員の皆様への研修会開催をはじめ、建設会社への情報発信も行っていくことができればと思っております。

また、農地法手続きにおいても「規制改革実施計画」を踏まえ、運用のばらつきに対する必要な対応及び法改正について、情報発信に努めていかなければならないと思います。

最後になりましたが、農林建設部員である上島副部長、藤森部員、柳澤部員並びに赤羽担当副会長、そして相談員・審査員の日程調整等に尽力していただいた井上事務局長及び当部担当事務局員の中村さんに、昨年の本活

動に対して、改めて感謝を申し上げます。

そして、今年一年が会員の皆様にとりまして希望に満ちた一年となります様、お祈り申し上げます。



運輸交通部 新年の課題

運輸交通部長 廣瀬 繁
同 副部長 中塚 千夏

謹んで新年のお喜びを申し上げます。ご家族皆様のご健康をご祈念いたします。

昨年の運輸交通部におきましては、封印業務についてそれまでは、その都度長野運輸支局から封印を交付していただき会員の皆様が受領してお客様の車両の後部登録番号標に施封していましたが、長野運輸支局の意向により行政書士と長野運輸支局の負担の軽減などを勘案して封印の前渡し方式に運用変更になりこれによって運輸交通部の皆様の負担が軽減いたしました。

先般この件について各先生方の封印保管数の保管点検をいたしました。この際本会に送付していただいた封印の写真の中に全く個数の不明瞭な写真があったりして点検するときに困惑いたしました。今後も個数の検査を予定していますが、業務に精通している行政書士が自らの責任において封印管理しているわけですのでより一層の、ち密な保管管理が求められます。

複数の会員の方から運輸交通部として、新しい道路交通法などの各種法令について改正点や問題点を解説してほしい。何か資料があったら配布してほしいという要望がありました。この点について申し上げますと道路交通法は毎年のように部分的に改正になる箇所がありますので、警察や公安委員会などの発

表にご注意していただきたいと存じます。特に自動車運転免許の種類、運転可能な車両の種類などについて資料を欲しいという要望がありましたので。この点については、どの運転免許で何を運転すれば無免許運転になるのかわからないということを一一般の方から質問されても会員として自信をもって応えたいという気持ちがあったとのことですので、この要望に沿って近日中に資料の送信をしたいと考えています。

次に OSS と新しい自動車検査証について申し上げます。

令和5年1月4日より自動車検査証が電子化されており、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証の情報は IC タグに記録されることとなります。そのため IC タグの情報は汎用カードリーダーを接続したうえで、アプリをインストールして PC などにより閲覧することになります。

自動車検査証を電子化する最大のメリットは、車検の有効期間の書き換えにこれまでは運輸支局に出向かなければなりませんでした。OSS 申請であれば指定整備工場もしくは申請代理人側で、自動車検査証の有効期間の書き換えを行いステッカーの印刷も委託を受けて発行することが出来るようになるために運輸支局へ出向く必要がなくなることが挙げられます。

また、行政書士だけが（電子自動車検査証の券面変更を伴わない場合など一部）OSS 申請で行った変更登録・移転登録などは運輸支局への出頭が不要となり自動車検査証の書き換えをそれぞれの事務所で行うことが可能な特定変更記録事務という制度も新たに始まりました。

OSS の利便性を向上させるために様々な取り組みを今後も国土交通省では行う予定があり、OSS 開始当初から要望が多かった車

庫証明のみ紙の窓口申請を行い登録は OSS で行うことが出来るようにシステム改修を令和 5 年 10 月ころに予定していると伺っています。長野県内では令和 2 年 1 月から OSS がスタートしていますが普通自動車の新車新規の利用率は、令和 3 年度 7.9%、そして令和 4 年度にはさらに利用率が上がっているようです。

その一方で我々行政書士は中間登録で唯一の代理人として、積極的に OSS を利用していく必要がありますが、令和 3 年度は長野県内の中間登録利用率は僅か 0.2% でした。政府目標として令和 8 年 3 月末に中間登録 20% の目標が掲げられているようですのでこの目標に少しでも近づくためこれまで窓口申請をしていた会員の皆様もぜひ OSS 申請にチャレンジしていただきたいと思います。



今期の課題

国際部長 春日 博幸

あけましておめでとうございます。令和 2 年早々から流行し始めた新型コロナウイルス感染症は社会全体に多大な影響を与えた末に徐々に収束に向かっている印象を持ちます。日本人、外国人問わず出入国が制限され経済活動に大きな影響を受けました。

我が国では、昨年 10 月以降大幅に入国制限が緩和されて、世界保健機関（WHO）の新型コロナワクチン緊急使用リストに掲載されているワクチンのいずれかを 3 回接種していることがわかるワクチン接種証明書や出国前 72 時間前に受けた検査の陰性証明書があれば、全ての国・地域から入国ができるようになりました。

おおよそ 2 年間にわたり技能実習生や 2019 年 4 月に施行されたばかりの特定技能外国人を受け入れることができなかつたことによって、我が国の経済がいかに彼らに頼っているかを思い知らされることになりました。技能実習制度は我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度ですが、一般的に単純労働（専門的な知識や技能を必要とせず、短期間の訓練で行う事が可能な労働）と言われる分野での就労者不足を補っていることは明らかであり、技能実習制度と特定技能制度の今後の在り方について第 1 回目の有識者会議が昨年 12 月 10 日に開催されたことは報道の通りです。本年秋頃には最終報告書を関係閣僚会議に提出し、その後、両制度の在り方等について関係省庁で協議が行われるとのこと。出入国在留管理局が発表している令和 4 年 6 月時点での在留外国人の在留資格別内訳を見ると在留外国人総数約 296 万人の内、技能実習生は約 32 万 7 千人で 11% になります。これは在留資格「技人国」とほぼ同じ割合です。今後は、特定技能も含めるとかなり大きな割合を占めていくと考えられます。有識者会議の成り行きについては今後も注視していきたいと思います。

外国人の受入れに関して変革期の真っ只中にある現在、外国人の在留資格にかかわる業務を行ってきた我々行政書士は、正確で深くかつ幅広い知識を求められていると実感しています。いち早く社会のニーズに対応するために、個々に努力していかなければなりません。また、できる限り研修会や勉強会の開催を考えていますので何とぞ多くの会員の皆さまにご参加いただき、国際業務に係わる先生方が増えることを祈っております。最後に、

今後も国際部に対しましてご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしく申し上げます。



業務につき思うこと

環境生安部長 小野 清仁

初めに、生活衛生業コロナ対策申請支援事業につき、皆様のご協力に感謝しております。県本会事務局に任せきりになっていましたが、支援を求めている事業者を少しでも助けることができたかと思っております。

話は変わって、業務をしておりますと様々な方や出来事に出会います。私だけではないでしょうが、「先生、後は頼む。」「先生の方でうまく作成して。」そのような仕事の依頼を受けます。同じような経験はありませんか。それだけならまだ良いのですが、「先生に頼んだから私は知らない。」「なんでうまくやってくれないのか。」と言ったやり取りに発展することがあります。信頼の裏返しかもしれませんが、その度に頭が痛くなります。ある業種に多い傾向があると思われませんが、トラブルに繋がる恐れもあるので、よくよく注意して申請を進行してください。

産業廃棄物収集運搬業について、許可業者の会社役員が個人的な行為により、それが法律の欠格要件にあたり、許可を取り消されるといった行政処分を耳にします。許可後の役員等の行為につき、行政書士がとやかく言うことはできませんが、許可時や許可後も注意するように、申請者に助言することも必要かと思いました。

かなり昔に風俗営業許可関係業務で許可申請中に、管轄警察署の担当課から夜に連絡があったことがあります。市内を巡回中の警察官から警察署に見慣れない店舗の看板の電気がついていないとのこと。申請人に看板の電気を消して、見えなくするように言われました。申請人にその旨を伝え、営業をしていなかったようですが、申請人に許可前に営業しているかのような印象を与えないようにと言ったことを思い出しました。行政書士に依頼しておけば、許可をとったつもりになっていたのかもしれませんが。申請人となる依頼者は、時に先走ります。これからも注意していく所存です。これを読んだ方も注意するようお願いいたします。

2022年12月後半から担当部の業務につき、考えることがあり、また思い出すこともあり述べさせていただきました。任期まで担当部として何かできるよう努力して参ります。



令和4年度 研修部活動報告

研修部長 渡邊 博昭

今年度はコロナ禍、研修、協議のオンライン化、行政書士を取り巻く業務環境の変化の影響を踏まえ、以下の行事を行い、また行う予定です。

まず、6月29日、研修ツール研修会と称して新たに設置した配信システムの概要と使い方についての研修を土屋帝デジタル推進特別委員長を講師にお招きし行いました。

同日同研修後には研修担当者会議を催し、本会専門部（総務、農林建設、運輸交通、国際部、環境生安部、法務部、広報部、ADRセンター、デジタル推進委員会）と支部の研

修担当者にご参加いただき、各部署の研修についての現状と課題についてご説明いただいたうえ、研修担当者間でそれらの共有を図りながら、各課題の解決策について検討する機会を設けました。

また、令和3年度の新規登録者必須研修会は当初1月に予定しておりましたが、コロナ禍の影響を踏まえた2回の延期ののち、7月4日（火）、5日（水）に感染の影響を極力抑える形で予定通りの内容を行うことができました。長野会では初めての配信システムを駆使した研修で、会場とオンライン併用の形で研修を進め、配信システムの可能性の一端を垣間見ることができました。

10月16日（日）には特定行政書士法定研修考査を、それに先立つ9月3日（土）、10日（土）には考査対策セミナーを実施し、合格率65%という難関のなか、今年も長野会は合格率を上回る人数の研修修了者を輩出することができました。

新年からは2月13日（月）、14日（火）に令和4年度新規登録者必須研修会を実施する予定です。現段階では従来通り会場とオンラインの併用方式とし、会場参加者には懇親会を実施する予定です。

来年3月には、今年度最後の研修としてブラッシュアップ研修の実施を予定しております。研修では税理士、司法書士、社会保険労務士の先生に、行政書士にとっても知っておきたい知識をレクチャーしていただく予定です。ご期待ください。



法務部の課題

法務部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様、関係機関の皆様には日頃より法務部の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

行政書士制度を取り巻く環境は大きく変化しています。「行政書士法の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に施行され、行政書士法1条の目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。これに先立つ平成26年の同法改正では、特定行政書士が行政不服申立手続代理業務を行えることとなりました。これらの法改正は、社会における行政書士の役割を大きく前進させるとともに、行政書士にはその責務を果たす自覚がさらに求められることとなりました。法務部では、上記法改正や電子申請の進展など社会の要請に対応するとともに、コロナ後の変化を見据えた活動をしていきたいと考えています。

1 活動報告

行政書士は、「法律家」として一層の資質向上を図るとともに、社会的認知を高める必要があります。「災害時対応」は喫緊の課題であり、行政書士会および会員個人の危機管理能力を高めることが不可欠です。また、「特定行政書士」は、制度の周知が進まず、実務を行う会員も限られています。特定行政書士の実務能力向上を図り、併せて有資格者を増やす必要があります。市民の皆様の関心が高い相続・遺言分野の行政書士業務についても、市民向け発信を行うことで一層の周知を図り

たいと考えています。

まず「特定行政書士」については、「特定行政書士ブラッシュアップ研修会」を昨年9月30日に開催しました。同年3月まで総務省行政不服審査会委員を務められた伊藤浩先生（東京会）を講師にお招きし、行政不服審査が適用されたケース分析、特定行政書士の意義・可能性などをご講義いただきました。国民の権利利益の「保護」だけではなく、「救済」にかかわる業務に特定行政書士は携わることができますが、具体的にこの資格をどう活かすべきかを学びました。行政手続が適正に行われるよう、「行政統制」の役割を担うことも特定行政書士には期待されています。

次に相続・遺言分野では、昨年11月25日に市民対象の「相続・遺言セミナー&無料相談会」を行いました。この企画は前年度に続き2回目になりますが、初回にも参加されたりピーターがいらっしゃいました。法務部の高野聡子部員がセミナー講師となり、自筆証書遺言と公正証書遺言の違い、遺産分割協議書の実例などを基本から丁寧に分かりやすく説明されました。相続・遺言分野の行政書士業務を市民に周知するセミナーですが、本会会員も14名参加しています。このような形式のセミナーは、特に登録して間もない会員の皆様にとっても実務習得の参考になるため、法務部では今後も継続して開催したいと考えています。続く無料相談会にも、セミナーを受講された市民のほとんどが参加されました。相続の手続や成年後見制度の利用など相談内容は多岐にわたり、ニーズの広さを改めて感じました。

そして「災害時対応」。法務部では「災害時対応マニュアル」を作成中です。大規模災害が発生した際の長野県行政書士会としての対応モデル、被災者支援のための相談・申請

業務等をまとめたマニュアルを本年度中に完成させる予定です。たたき台としてのマニュアルをまずは作成し、来年度以降も随時更新していきたいと考えています。県本会ホームページにアップして閲覧・印刷できるようにするほか、冊子を希望する会員には実費で頒布いたしますので、是非ご覧いただければと思います。

災害時対応については、他士業・行政との連携・情報共有も必要になります。そのため、行政書士会、弁護士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、中小企業診断士協会、社会保険労務士会の8士業で「長野県災害支援活動士業連絡会」をつくっています。昨年9月2日に同会の全体会議および研修会が開催され、法務部の3名がオンラインで参加しました。災害時において被災者ニーズに機動的に対応できるのは「行政書士」であることを、今回も再認識しました。

2 今後の課題

高齢者や若者などを狙った消費者トラブルが近年多発しています。令和4年4月から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18～19歳が親の同意なしに携帯電話やローン契約をすることなどが可能になり、若者の被害拡大が懸念されます。消費者被害はまた、災害発生時にもたびたび発生しています。このような消費者トラブルを未然に防ぐ「消費者業務」については、「予防法務」の柱のひとつとして注目したいと思います。法教育等につなげることを今後検討します。

また、国内の在住外国人数は令和4年上半年に急増しています。令和4年6月末現在で過去最高の296万1,969人を記録し、このうち中長期在留者数は266万9,267人となりま

した。特に中長期在留者は日本における「生活者」でもあるため、さまざまな側面からのサポートが不可欠です。行政書士会としてのサポート体制を国際部と協力して整えることが今後は特に必要になってきます。

3 おわりに

コロナ禍は4年目に入りましたが、いまだ予断を許さない状況が続いています。しかし、社会のあり方が大きく変われば変わるほど、ウイングの広い「街の法律家」である行政書士の果たす役割は大きくなるはずです。世の中の動きを的確に捉えて、会員の皆様とともに行政書士のあり方を考えていければと思います。

最後になりましたが、皆様にとりまして実り多き1年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。



広報部の活動報告

広報部長 小西 勝

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、旧年中も広報部の活動に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一年の始まりに、会員の皆様のご多幸をお祈りしつつ、昨年の広報部活動を振り返りたいと思います。

1 ホームページのリニューアル検討

当会のホームページは、世間に対して行政書士会の活動をご案内する機能のほか、会員の情報共有や研修申込手続き等にも活用されています。

このホームページのプログラミング言語（PHP）が年を経ていよいよメンテナンスサポートの対象外になってしまったため、その対策を考えなくてはなりません。そこで、ただプログラミング言語をバージョンアップして同じホームページを作成するだけより、この際、機能の拡充を図るのが効率的ではと考え、研修部及びデジタル推進特別委員会と三部会合同で検討を重ねてきました。

しかし、ちょうど日本行政書士会連合会でも新たな会員データベースシステムの構築に着手したとの連絡が入り、その内容を見極めて当会の新ホームページの構成を決めなければならなくなったため、皆様にご提案できるのは、もう少し先になりそうです。

2 広報月間（10月1日～31日）

各支部・会員の皆様のご協力のもと、行政機関窓口や郵便局に広報ポスターを掲示していただきました。また、今年度も日本郵便株式会社信越支社のご協力を得て、あらかじめ周知していただいたおかげで各郵便局でのポスター掲示依頼を円滑に行うことができました。

さらに、各支部では引き続き感染対策に注意を払いつつ無料相談会を実施され、困難の多いなか行政書士の仕事を知っていただく機会創出に積極的に取り組んでいただきました。

3 メディア広告

テレビコマーシャルでは、ユキマサくんが登場するアニメCMをテレビ信州で年末年始に集中して放送しました。ほのぼのとしたアニメCMをご覧になった会員も大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。また、ラジオでは、SBCラジオ<坂ちゃんのずくだせえぶり>で「きょうは何の日」>で、2月22日の行政書士の日をとり上げます。

4 新年の課題

昨年も同じことを申しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会のコミュニケーションの様相が大きく変わったと実感しています。行政書士の業務においても、直接面談やセミナーなどに代えて、リモート相談やSNS発信、そして電子申請の利用が広がりました。このような環境変化にあって、冒頭お伝えしたホームページの機能拡充や情報のペーパーレス化など、当会の広報活動でも早急にIT活用を進めることが必要と考えています。

本年も広報部の活動に対して一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



業務対策部の活動報告

業務対策部長 和田 英幸

本年度は、行政書士制度の推進及び啓発、並びに行政書士法及び関係士業の法規に関する調査研究伝達、会員の業務品質の向上及び業務提携における適正な報酬の調査及び指導、行政書士の職域確保及び新規業務の拡大・拡充、非行政書士排除を目的とした活動を事業計画しています。

10月の広報月間におきましては、県農政部のご指導ご協力、並びに、支部会員のご協力をいただき県内41市町の農業委員会窓口に出向き非行政書士に対する行政書士制度周知に関する協力依頼をお願いしました。

各窓口には、行政書士制度を周知するパンフレットを年間通じて置いていただくようお願いしてありますので、申請の折にご確認いただければ幸いです。

また、非行政書士事案の情報がありました

ら本会事務局（業務対策部）へ情報提供を頂ければ調査し、必要に応じて指導を行っていきます。部会では事案情報をお寄せいただくために「非行政書士事案報告書（様式1）」を用意し各支部あてに送付させていただきました。些細な情報でも構いませんので非行政書士に対する見聞きした情報をお寄せいただければ幸いです。業務対策部としては、今後も支部、並びに、会員皆様のご協力をいただきながら取り組む必要がありますので引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

本年も会員皆様方のご多幸ご繁栄を祈念いたしまして業務対策部長からの新年のごあいさつといたします。

ADRセンター事業報告

ADRセンター長 和田 英幸

令和4年度事業の中で、長野県行政書士紛争解決センター（ADRセンター）初の調停として愛玩動物関係について調停申込みがあり、令和4年7月27日に第1回目の期日を実施し、即日当事者の合意ができたことは大きな出来事でした。これを契機にADRセンターとして事業の弾みになればと考えております。

行政書士ADR（裁判外紛争解決手続）は日行連が社会貢献の一環として進めている事業で、現在、全国19単位会がセンターを開設し事業を行っており、長野会は全国18単位会目として平成31年2月1日に設立し現在に至っています。

ADRセンターでは、開設以来、令和3年度まではADRに関しての問合せやトラブルに関する相談のみでしたが、本年度においてはこれまでに3件の申し込みがありました。

その内訳は1件が調停を実施し合意、1件は内容的に不受理、1件は相手側の応諾が得られず調停に至らず終了というものです。

連携する外部の関係諸団体、本会支部や会員皆様方からのご紹介など多くの皆様方のご支援ご協力により実績がついてきましたことを心からお礼申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

ADR センター事業として、手続実施者能力向上研修を2回行い、また、日行連 ADR 推進本部の竹内正也先生（ADR センター東京センター長）を講師にお迎えし参加者全員が模擬調停3題に取り組む研修会を1回行いました。初めて ADR 研修会に参加した一般会員もありましたが、傾聴と要約（サマライズ）・調停人の理解、課題の特定（イシュー）、ニーズの重要性、イシューの提示や順序、敵対者を協力者にする等、ADR や ADR スキルに対し大いに興味を持っていただきました。

また、日行連や他の単位会が実施する研修会に当センターの手続実施者及び候補者の内7名が ZOOM で参加し研鑽を積みました。今後予想される調停実施に対して即応できる調停員養成などの体制づくりにも備えていきたいと思えます。

日行連が進めている ADR 調停手法は、対話促進型自主交渉援助型といわれ、自己概念の枠組み（固定された概念）を離れ、聴くことを重要視し、相手の立場に立った新たな概念（枠組み）を持つことにより当事者の話し合いを円滑に促進していく手法です。その技術（ツール）としては、傾聴、言葉の言い換えや言葉の繰り返し、質問の仕方（開かれた質問）などの技法があり、調停人の研修会では繰り返し学習し訓練して身に付けて行きます。

ADR 技法は、相談業務の基本となり、他

人とのコミュニケーション能力を高めるためにも有効なツールとなります。多くの会員が ADR 技法を知ってもらい自身の業務に活用していただければ幸いです。

最後になりますが、今後も ADR4 分野（外国人、自転車、愛玩動物、住宅敷金）に関する紛争について、会員皆様、又は、支部事務局に相談があった場合は本会事務局までお知らせください。行政書士調停人と弁護士調停人による連携で ADR による事件処理を行います。

本会会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたしまして、ADR センター長からの新年のごあいさつ（事業報告）といたします。



行政書士とメタバース

デジタル推進特別委員長 土屋 帝

会員の皆さま、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃よりデジタル推進特別委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

突然ですが、皆様『メタバース』という言葉をご存じでしょうか。お恥ずかしい話、私はつい先日までこの言葉を知りませんでした。デジタル推進特別委員会のトップとしては、全く情けない話です。

最近ではテレビ CM などでも目にするようになりましたのでご存じの方も多と思いますが、ご存じでない方のために申し上げますと、インターネット上に作られた仮想空間に、自分の分身のキャラクター（アバターといいますが）で入り込み、他の参加者とコミュ

ニケーションをとれるという、現実とは別の、もう一つの「世界」体験をするための仕組みです。良くわからないという方は、古くは映画「マトリックス」や、最近のアニメ映画「竜とそばかすの姫」などでも取り上げられていますので、一度ご覧いただければご理解いただけるかと思えます。

さて、なぜ『メタバース』などということを話題にしたかと申しますと、先日開催された連合会主催のデジタル担当者意見交換会で、「行政書士会として今後メタバースへの対応をどのようにしていくのか。」という意見があったからです。

行政書士会としての『メタバース』への対応とはいかなるものなのか。

仮想空間で行政書士業務を行うというのが一番自然かもしれません。仮想空間で行政書士事務所や相談窓口を開設して業務を受けるということです。しかし、世界中の人間とつながる仮想空間において、日本という地域限定のサービスを提供するというのは視野が狭い気がしますし、本人確認という現実と切り離せない手続きがある以上、現在のインターネットでの情報交換・共有となんら違いはありません。先着者の利益ということを考えると、そういったことにも積極的に取り組むべきなのでしょうが、せっかくの仮想空間に現実世界の決まり事や立場を持ち込むのはいかなるものなのでしょう。もう一つの「世界」を体験するための『メタバース』が単なる現実の延長になってしまったら本末転倒ではないでしょうか。

今子供たちの間ではVTuber（ブイチューバー）というのが流行しているそうです。もちろん現在の技術は視聴者側が仮想空間に入

り込むところまで進んでおりませんが、ディスプレイ上で、アイドルのようなアバターが披露するコンサートに夢中になっている世代を見ていると、『メタバース』の時代が目前に迫っていると感じます。行政書士会のデジタル推進担当として、『メタバース』にどのように対応すればいいかはまだわかりませんが、後塵を拝することの無いよう、研究していきたいと思えます。会員の皆様におかれましても行政書士としての『メタバース』への対応についてご一考いただき、私共、デジタル推進特別委員にご助言などいただければ幸いです。

事業報告

設立から2年目となりました本年度も、手探りの状況が続いております。

昨年度から準備を進めていたハイブリッド型 Web 会議システムにつきましては、昨年6月より運用を開始し、多くの研修会や会議でご利用いただいております。支部研修会などでの利用も可能ですので、お気軽にご相談いただければ幸いです。ただし、機材の拠点が本会会館ですので、距離的に貸出が困難な場合があることや、日程的に貸出が困難な場合がある点をご容赦ください。今後は、複数拠点、複数セットでの運用も検討してまいります。また、運用マニュアルの精査や、セッティング方法、貸し出し時の機材の運搬方法、運搬時や貸出先会場での故障や破損があった場合の対応など、課題も多く残されておりますので、今後もシステムのブラッシュアップに取り組んでいきたいと思っております。

会館（2階、3階）のオンライン化も進めております。工事業者の選定に時間がかかっておりましたが、今年度中には快適な wifi 環境を提供できるように進めておりますので、

今しばらくお時間いただければ幸いです。

次に、マイナンバーカード代理申請手続事業についてご報告いたします。小諸市役所との連携事業から本格的にスタートした本事業ですが、年末時点の実績で1500件以上もの申請代理を行っていただきました。ご協力いただきました相談員の皆さまには深く感謝申し上げます。また、全国（全単位会）で40000件を申請するという目標も無事に達成され、1月半ばをもって事業終了のはこびとなりましたことも、合わせてご報告させていただきます。

委員としての任期も残り短くなってまいりました。残された期間も委員一同全力でデジタル推進活動に取り組んでまいりますので、何卒、皆様のご理解とご協力をよろしく願いいたします。



新年のご挨拶 (令和5年のコスモスしなの)

(一社)コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部（コスモスしなの）支部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。長野県行政書士会会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は当支部活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

コスモスしなのの会員数もようやく60名を数えるまでになりました。これまでの皆様よりのご支援に感謝申し上げます。各地域でコスモスしなのの会員が誠実に成年後見支援に取り組む中で、支援関係者よりの信頼を得て成年後見支援センター（中核機関）等の運営委員として行政書士が関与出来つつありま

す。コスモスしなのの行政書士の社会貢献としての成年後見支援という分野を担い、その柱には行政書士の知名度向上がありますが、その目標を実現すべく本会と協力して一歩ずつ前進して参ります。一方で県内にはコスモス会員が不在な地域もあり、積極的に行政に支援をアピール出来ない現実もあります。より多くの皆様に関わっていただくことで、支援の輪を広げることが出来ます。1人の力ではどんなに努力しても限界があります。1人で10名の支援をするよりも、10人が2名ずつの支援をすれば10名多くの支援になります。成年後見支援は財産管理や契約行為等法律的な事務を行なう一方、身上保護といった福祉的な視点も必要となります。後見人が全てを決定したりするのではなく、ご本人の意思決定を支援する事を旨とする必要があります。明らかに合理的とは言えない行為もご本人にとっては大切な事柄だったり、喜怒哀楽の裏に隠された本音があったり一筋縄では行かないことも多々あります。しかし、ご本人のこれまでの人生を思い、これからの穏やかな人生を送るお手伝いをするは大変やりがいのあるものです。

今年、コスモスしなのでは、新入会員の皆様を中心に会員交流会を企画して各地区の活動や成年後見業務の実際に触れていただきたいと考えております。各地区に既に受任をしている会員もいますので、何かあればすぐ相談することもできます。是非多くの皆様に成年後見支援に関わっていただければ幸いです。

最後になりましたが、長野県行政書士会会員の皆様にとって本年がより良い一年となりますよう祈念申し上げますとともに、本年もコスモスしなのに変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会	長	山	本	準	一												
副	会	長	赤	羽	康	志											
副	会	長	松	島	茂	行	理	事	和	田	英	幸					
副	会	長	萩	原	政	吉	理	事	鈴	木	潤						
副	会	長	赤	羽	公	彦	理	事	小	西	勝						
理	事	渡	邊	博	昭	理	事	廣	瀬	繁							
理	事	土	屋	帝	監	事	香	山	百合子								
理	事	上	島	聡	監	事	土	屋	眞	一							
理	事	木	村	和	彦	相	談	役	湯	澤	廣	雄					
理	事	春	日	博	幸	顧	問	竹	内	波美男							
理	事	久	保	田	学	顧	問	小	泉	俊	博						
理	事	岡	田	忠	興	顧	問	小	川	修	一						
理	事	小	野	清	仁	顧	問	小	島	康	晴						
理	事	奈	良	木	利	邦	事	務	局	長	井	上	雅	彦			
理	事	三	浦	洋	子						事	務	局	職	員	一	同

日行連関係

関東地方協議会連絡会に参加しました

副会長 赤羽 康志

令和4年12月1、2日の二日間の日程で、日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会が栃木県宇都宮市のホテルニューイタヤを会場に開催されました。長野会からは山本会長、松島副会長、荻原副会長、赤羽公彦副会長、赤羽が出席しました。

開会式で、安野光宣関地協会長、福田富一栃木県知事、佐藤栄一宇都宮市長、常住豊日行連会長にご挨拶をいただきました。その後の意見交換会では「建設環境関係業務」「運輸交通関係業務」「市民法務関係業務」「デジタル推進関係」「総務部事業関係」に分かれ、活発な議論が交わされました。



長野会参加者



日行連 常任会長

二日目の日行連との連絡会議では、日行連の当面の諸課題及び事業の説明が常住日行連会長よりありました。基本方針として「3つの共生（地域との共生・役所との共生・他士業者との共生）」「デジタル社会における行政書士の認知度・社会的地位の向上」「With コロナ社会における国民・事業者支援活動の推進」「多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現」「特定行政書士制度の推進」があげられました。また、マイナンバー制度の拡充やGビズIDの普及、行政サービスの統一化・標準化、ウクライナ避難民の在留支援活動の推進についても説明がありました。さらに今年度から「行政書士制度に関する研究会」を設置し、常に社会の変化に対応できるよう行政法を専門とする有識者の助言をいただき、国民と行政の双方に役立つ行政書士像を描くべく研究を進め、政府や関係団体への働きかけを行うとともに会全体の学術的発信力を高めることについてのお話もありました。続いて、各単位会から日行連に寄せられた意見・要望に対する回答がありました。最後に、次年度当番会である埼玉会の関口隆夫会長の閉会の言葉で全日程を終えました。

新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、各副会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() は支部

10月25日(火)13:30～14:30 (10月15日付登録: 2名)



(左から) 堀木慎司 (南信) 【松島副会長】 川井伸夫 (中信)

11月4日(金)14:00～15:00 (11月1日付登録: 2名)



(左から) 清澤 清 (中信) 【萩原副会長】 古川 翔 (北信)

11月30日(水)13：30～14：00（11月15日付登録：1名）



（左から）有賀仙太郎（諏訪）【赤羽（康）副会長】

12月22日(木)13：30～15：00（12月15日付登録：3名）



（左から）久保和幸（北信） 朝倉祐作（諏訪） 田中良幸（南信）【赤羽（公）副会長】



事業報告

特定行政書士ブラッシュアップ研修会報告

法務部員 木内 拓郎

2022年9月30日（金）、法務部主催の「特定行政書士ブラッシュアップ研修会」を、長野県行政書士会館3階大会議室とオンラインの併用により開催しました。参加者26名（会場9名、オンライン17名）と法務部4名の計30名で行いました。

講師は、同年3月まで総務省行政不服審査会委員を務められた東京都行政書士会の伊藤浩先生をお招きしました。講義は、①行政不服審査法改正・見直しの内容、②特定行政書士の意義、③行政不服審査法の思考法、④行政不服審査が適用されたケース分析、⑤特定行政書士の可能性について取り上げられました。



特定行政書士が不服審査申請手続きについて包括代理ができるようになったことは、これまでに広報等で周知されております。

しかし、案件によっては依頼者が求めたとしても、不服審査申請を行うことが適切でない場合があります。依頼者の「最適解」は何かを考え、不服審査を選択しないという提案型の仕事も大切であることが講義で紹介されました。

これらの業務の前提として、行政不服審査法を学ぶことは勿論のこと、適正な手続きを知るために行政手続法を学び、通達、要綱、審査基準（ガイドライン）、マニュアル、立法事実、審議会（議会）議事録、行政実務等から行政の論理を深く学ぶことが必要ということです。

さらにこの知識を活かして、行政庁に対し行政手続における牽制的ツールをもつことが、特定行政書士になる意義の一つとしてあげられました。つまり、不服審査の対象となる以前に、行政手続きが適正なものとして行われるよう、行政統制としての役割を担うことが求められているということでした。

今後の特定行政書士の活躍の場として想定されるのは、行政制度アドバイザー、審理員、審査員、支援要員候補者などをあげられました。市区町村では、そもそも不服審査件数が少なく、審査要員を育成することができない場合があるということです。令和4年8月19日時点で、特定行政書士は全国に4629名おり、長野会は4月1日時点で70名ですので、機会があれば審査要員に応募することを期待されておりました。

長野県外国人材受入企業サポートセンター主催「外国人材活用セミナー」開催のご報告

長野県外国人材受入企業サポートセンター
センター長 赤羽 康志

令和4年10月から12月にかけて、県内3会場およびMicrosoft TeamsによるWEB参加方式で「外国人材活用セミナー」を開催しました。各回とも講師は当センターの相談員が担当し、入管法に規定された基本的な手続の概要や例外的な事案に関する注意点などについて、具体的な事例や最新の動向を交えて解説しました。セミナー後半には長野労働局の担当者から「外国人材を雇用する際の注意点」についての講義をいただき、外国人材受入企業に向けて、入管法のみならず、労働法上のルール・手続についても改めて遵守を促す機会を設けました。また、第3回と第5回は「やさしい日本語講座」も併せて実施し、採用面接時や職場での活用方法を紹介しました。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置の見直しにより新規入国者数が急増する一方で、帰国困難者対策などの特例的な取扱いは順次終了するため、外国人材の採用や雇用の継続に当たっては最新の知識と慎重な判断が求められます。令和4年度の外国人材活用セミナーは第5回をもって終了となりましたが、外国人材受入れに関する相談は、引き続き電話・ウェブサイトを受け付けています。今後も外国人材の適法かつ円滑な受入れをサポートするため、在留管理制度や雇用のルールに関する情報提供を続けてまいります。

第3回 10月4日 会場：諏訪合同庁舎 講師：春日博幸 西澤秀友

「不法就労助長罪に関する注意喚起と労務管理」をテーマに、外国人材の適法在留には、雇用する側の知識が欠かせないという観点から、在留資格該当性、在留カードの見方、雇用契約書作成時の注意点について解説しました。また、最近の摘発事例を紹介して注意を促すとともに、法令の遵守に加えて文化のギャップを埋める意識もトラブル防止につながると呼びかけました。



第4回 11月9日 会場：佐久合同庁舎 講師：五味直美

「外国人留学生と就労」をテーマに、大学・専門学校、日本語教育機関に在籍中の資格外活動（アルバイト）や、卒業後の進路について解説しました。主流である在留資格「技術・人文知識・国際業務」に加え、在留者数の伸びがうかがえる在留資格「高度専門職」「介護」についても取り上げました。



第5回 12月7日 会場：伊那合同庁舎 講師：赤羽康志 五味直美

「特定技能制度について」と題し、同制度の概要の説明と申請手続について事例を交えて解説しました。長野県内でも在留者数が増加しており、県内企業の関心が高い在留資格ですが、制度の見直し時期に来ていることや、業種による人材の偏りを是正する必要などを理由に細かい改正が相次いでいるため、情報のアップデートが重要となります。

労働局の講師からは分野別、特に農業分野特有の雇用条件についての解説があり、参加者からは質問も寄せられ、良い情報の提供ができたと思います。

令和4年国際部活動報告

国際部長 春日 博幸

令和4年、国際部では11月14日（月）に東京出入国在留管理局 長野出張所待合室内で「入管コンシェルジェ」を開催し、14名の外国人の相談、書類作成のお手伝いをすることができました。令和4年の春以降は、まだまだ新規感染者が増えている状況で、とても収束したと言える状況ではなかったものの、新型コロナウイルスの感染症における政府の新たな活動制限は行われず、通常の社会経済活動を維持した活動ができるようになりました。また、10月以降は入国制限が大きく緩和されることになり、多くの外国人が日本へ入国することができるようになりました。逆に、これまで日本から出国できなかった外国人も帰国することができるようになり、いままで特例措置として認められていた短期滞在の更新が原則できなくなりました。この点に関して当初混乱する場面もありましたが、徐々に情報が周知され現在は落ち着いています。今回も



入管コンシェルジェ（長野出張所にて）の様子

東京出入国在留管理局長野出張所並びに来庁した外国人申請者の皆さんのお役に立ち、私たち行政書士のPRも兼ねた活動ができたと感じております。以前から考えていてなかなか実現できないでいますが、繁忙期に年に2、3回開催しても良いのではないかと思います。

また、12月15日（木）には、恒例となっております長野地方法務局戸籍課、平田圭寿課長さんと東京出入国在留管理局、長野出張所、大宮誠司所長さんを講師としてお招きして長野県行政書士会館3階会議室において研修会を開催しました。国際部では初めて対面とWEBのハイブリッドで開催したところ、対面20名、WEB35名という大変多くの先生方にご参加いただきました。また、山梨会から2名の先生方、東京会から1名の先生にもご参加いただきました。

戸籍課長さんには国籍取得や帰化について講義していただきました。近年長野県内では帰化を希望する外国人が増えているため大変有意義な講義をお聞きできたと思います。大宮所長さんには最近の入管行政の動向、長野県内の在留外国人の状況、特定技能1号と特定技能以降のための特定活動（4月）に関する実務上の留意点をお話ししていただきました。今後も長野地方法務局戸籍課と東京出入国在留管理局長野出張所との良い関係を維持するためにも継続的に開催していきたいと思っています。



長野地方法務局戸籍課長と東京出入国在留管理局長野出張所長の研修会

市民向け「相続・遺言セミナー&無料相談会」報告

法務部副部長 木村 和彦

法務部では、市民の皆様を対象にした「相続・遺言セミナー&無料相談会」を令和4年11月25日(金)、長野県行政書士会館大会議室で開催しました。講師は法務部の高野聡子部員(北信支部)が務めました。参加者は一般の方が6名、本会会員が13名の合計19名でした。

このセミナー&無料相談会の企画は、昨年3月に開催して以来2度目になります。前回は一般の参加者が3名でしたが、今回は6名となり、少しずつではありますが、行政書士が行う相続業務の認知度が上がってきていると感じました。今回は、案内チラシのポスティングや新聞広告掲載など広報に力を入れたことも参加者が増えた要因です。前回参加者の中には、今回引き続き参加されたりピーターもいらっしゃいました。

今回のセミナーの副題は、「今後安心して暮らすために 遺される家族のために」。源頼朝の相続という架空の事例をもとに、相続人は誰で、財産をどのように遺すのか、基本から分かりやすく、また工夫して飽きさせないように説明されました。自筆証書遺言と公正証書遺言との違い、遺産分割協議書の内容をサンプルを使って紹介されるなど、事前に相続対策をすることの大切さを高野先生らしく、とても丁寧に伝えられていました。約1時間半のセミナーでしたが、とても内容の濃い、参加された皆様にとっては有意義な時間だったのではないかと感じました。



その後の無料相談会では、一般の方5名が参加され、法務部の4名で相談を受けました。後見人制度の活用や相続の手続きに関する事など相談内容は多岐にわたり、日頃抱えておられる身近な悩みにお応えすることができました。行政書士の業務を周知し、社会的地位を高めるためにも、非常に有意義な相談会になったと考えております。

今後、益々重要性を増してくる相続対策。市民の皆様の期待に応え、また安心して暮らしていただくためにも、このような活動をこれからも継続し、行政書士としてその役割が果たせるよう貢献をして参ります。

業 務 資 料

事務連絡
令和4年11月24日

長野県行政書士会 様

自動車検査登録印紙売捌人
一般財団法人 長野県自動車標板協会

道路運送車両法関係手数料令の一部改正に伴う

印紙の売捌きについてのお願い

立冬の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当協会業務につきましては、ご理解を賜りご協力をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、「自動車検査証の電子化」等への対応のため、手数料が別紙のとおり改定されることが令和4年10月28日閣議決定され、令和5年1月1日施行となります。

これに伴い運輸局より現行印紙の在庫調整のため暫らくの間、少額印紙との組合せの依頼がきておりますから、売捌き人として協力することといたしましたので、印紙納付時ご負担となりますがよろしくお願ひ申し上げます。

なお、調整が進んでからの新印紙の売捌きとなります。

納付金額例

現行手数料	新手数料	納付例
400円	500円	400円+100円又は500円
1,100円	1,300円	1,100円-100円×2枚
1,100円	1,400円	700円×2枚
		1,100円+300円
1,200円	1,400円	1,100円+300円
		1,200円+100円×2枚
1,200円	1,500円	1,100円+400円
		1,200円+300円

車検手続きのデジタル化のお知らせ

令和5年1月1日より

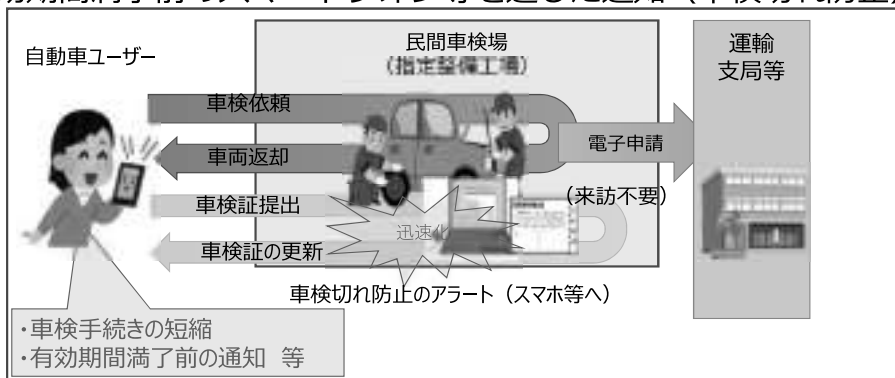
概要

- 令和5年1月以降、車検証電子化等の車検手続きのDX化を推進し、ユーザーの利便性を向上します。
- DX化の推進に伴い、令和5年1月1日より、自動車の検査の際に、国及び軽自動車検査協会に支払う法定手数料料が変更されます。(手数料額：裏面)

<具体的な利便性向上策>

○自動車検査証の電子化

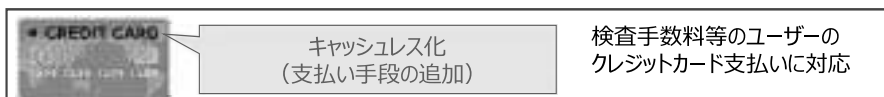
- 民間車検場における車検手続きの短縮
- 車検有効期間満了前のスマートフォン等を通じた通知（車検切れ防止）



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉令和6年1月1日

○キャッシュレス化

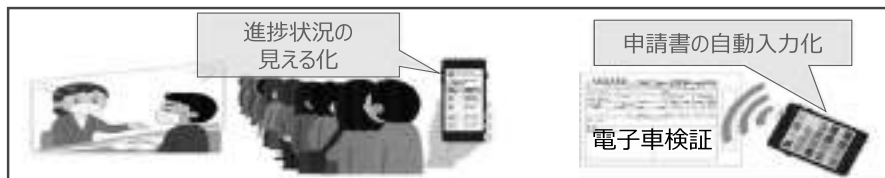
- 検査手数料や自動車重量税のクレジットカード納付



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉準備整い次第

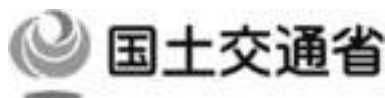
○その他の利便性向上策

- スマートフォン等を通じた車検手続きの進捗状況の見える化
- 電子車検証を利用した申請書の自動入力化



開始時期：〈登録自動車・軽自動車〉準備整い次第

お問い合わせは、お近くの運輸支局等又は軽自動車検査協会まで



令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額		
完成検査終了証の提出※								
普通自動車	1,200円 (oss) 1,000円	400円	1,600円 (oss) 1,400円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円		
小型自動車	1,100円	—	1,100円	1,400円	—	1,400円		
小型自動車（二輪）	1,200円 (oss) 1,000円	—	1,200円 (oss) 1,000円	1,500円 (oss) 1,300円	—	1,500円 (oss) 1,300円		
大型特殊自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円		
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円		
持込検査								
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円		
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円		
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円		
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円		
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円		
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出								
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円		
小型自動車		—	1,100円		—	1,300円		
小型自動車（二輪）		—	1,100円		—	1,300円		
大型特殊自動車		400円	1,500円		400円	1,700円		
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,800円		
限定自動車検査証での持込検査								
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円		
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円		
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円		
大型特殊自動車		400円	1,600円		400円	1,800円		
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円		
※新規検査のみ。								
継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額		
持込検査								
普通自動車	400円	1,800円	2,200円	500円	1,800円	2,300円		
小型自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円		
小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円		
大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円		
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,800円	400円	2,200円		
保安基準適合証の提出								
普通自動車	1,200円 (oss) 1,000円	400円	1,600円 (oss) 1,400円	1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円		
小型自動車	1,100円		1,100円	1,200円		1,200円		
小型自動車（二輪）	1,200円 (oss) 1,000円		—	1,200円 (oss) 1,000円		1,400円 (oss) 1,200円	—	1,400円 (oss) 1,200円
大型特殊自動車	1,100円		400円	1,500円		1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円		
限定自動車検査証での持込検査								
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円		
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円		
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円		
大型特殊自動車		400円	1,600円		400円	1,800円		
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円		
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出								
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円		
小型自動車		—	1,100円		—	1,200円		
小型自動車（二輪）		—	1,100円		—	1,200円		
大型特殊自動車		400円	1,500円		400円	1,600円		
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円		
構造等変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額		
持込検査								
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円		
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円		
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円		
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円		
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円		
その他		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類	国/軽検協	合計額		国/軽検協	合計額			
自動車検査証再交付		300円			350円			

日行連発第1242号
令和4年12月1日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて（周知）

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、今般、総務省より別紙の文書にて戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて周知依頼がございました。提供がありました資料をお送りいたしますので、ご確認のうえ、貴会会員にも周知くださいますようお願いいたします。

以上、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

《別紙》

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについての周知について

原 議 保 存 期 間 3 年
(令和8年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 0 月 2 0 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについての周知について

今般、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第17条が改正され、令和4年1月11日以降、戸籍の附票の記載事項として、従前の「戸籍の表示」、「氏名」、「住所」及び「住所を定めた年月日」に加え、新たに「出生の年月日」及び「男女の別」が追加されたことにより、戸籍の附票の写しには、本人特定事項の全てが記載されることとなったことを踏まえ、本人確認書類に関することについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、所管する特定事業者にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1 戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて

前記のとおり、戸籍の附票の写しは、市町村長が発行するものであって（住民基本台帳法第16条）、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日が記載されているものですので、現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。）第7条第1項第1号ホに規定する本人確認書類です。そのため、特定事業者において、戸籍の附票の写しのみを提示した顧客等に対し、本人確認書類として不備があるといった対応がなされないよう指導いただくようお願いいたします。また、特定事業者において、このことを適切に顧客等に周知いただくよう御配慮願います。

2 犯収法施行規則の改正時期等について

犯収法施行規則第7条第1項第1号ニにおいて、「戸籍の謄本若しくは抄本」を本人確認書類から削除し、戸籍の附票の写しを単独で本人確認書類として明記する改正を行う予定です。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課

法令・企画係

電話 03-3581-0141（内線4999、4939）



建政第158号
令和5年(2023年)12月5日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長
(公印省略)

建設業法施行令の一部を改正する政令について(通知)

このことについて、令和5年11月18日付で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から引添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、改正内容について貴会会誌への周知に御配慮願います。

なお、県としては、建設業者等に対し、講習会、メールマガジン等により本改正内容について広く周知してまいります。

建設政策課建設業担当
(課長: 小池 広裕(担当)石澤 謙一)
電 話 026-225-7253(直通)
FAX 026-225-7420
防災無線 8-231-2319
E-mail kensei@pref.nagano.lg.jp

技術管理室入札・契約班
(室長) 坂口 一徳(担当) 村田 瑞穂
電 話 026-225-7313(直通)
FAX 026-225-7482
防災無線 8-231-2548
E-mail t_jyukkai@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和4年11月18日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

本日、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布されました。

つきましては、本改正政令の内容及び留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いいたします。

記

1. 金額要件の見直し

本改正政令により、以下のとおり金額要件の見直しを行った。これらの改正は、いずれも令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）から4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げ。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3300万円（建築一式工事の場合は7000万円）から4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げ。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。

これらの施行に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について
監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされている。

このため、本改正政令の施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、請負契約の当事者間で協議（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては発注者との協議、下請業者にあつては発注者たる建設業者との協議）を行うこととし、工期上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

また、本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

さらに、請け負った建設工事が、本改正政令の施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる。この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

- (2) 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

改正後の合類要件において施工体制台帳の作成・備置き義務及び施工体系図の作成・掲示義務の適用外となる工事については、本改正政令施行後はこれらの作成、掲置き及び掲示が不要となるが、その場合であっても、令和4年12月31日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要がある。

なお、公共工事については、従前のおお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき、下請代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成・備置き及び施工体系図の作成・掲示が必要となる。

- (3) 建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法第40条に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされており、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなけ

ればならない。

2. 技術検定制度の見直し

本改正政令により、現在、令第36条及び第37条において定められている技術検定の受検資格を国土交通省令で定めることとした。今後、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）等の改正を行い、受検資格の見直しを行う予定である。

受検資格の見直しを含めた技術検定制度の見直しについては、令和6年4月1日より施行される。

4 建政第 222 号
令和 4 年(2022 年)12 月 22 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長 } 様

長野県建設部建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和 4 年度からの建設業許可及び経営事項審査等の申請方法の変更に伴い、相談窓口を設置しておりますが、1 月から 3 月のスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
建設業審査幹：小原 徹
担 当 ：池田 泰久
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420
E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

1 概 要

建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。

2 現地相談窓口で相談できる内容

長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。

- ・ 建設業許可 (建設業法第3条に基づく建設業の許可及び更新)
- ・ 変更届 (建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出)
- ・ 廃業届 (建設業法第12条に基づく廃業等の届出)
- ・ 承継・相続認可申請 (建設業法第17条の2及び第17条の3に基づく認可)
- ・ 経営事項審査 (第27条の23に基づく経営事項審査)

3 開催スケジュール (1月から3月分)

相談時間：[要予約] 9時から17時 (12時から13時を除く)

地域	開催日	会 場	地域	開催日	会 場
北信	1/10(火)	北信合同庁舎 403 会議室	東信	1/18(水)	佐久建設事務所 1階会議室
	1/25(水)	県庁 西庁舎 108号会議室		1/31(火)	上田合同庁舎 301 会議室
	2/7(火)	北信合同庁舎 403 会議室		2/14(火)	上田合同庁舎 301 会議室
	2/21(火)	県庁 西庁舎 108号会議室		2/27(月)	佐久建設事務所 1階会議室
	3/1(水)	北信合同庁舎 403 会議室		3/7(火)	上田合同庁舎 601 会議室
	3/22(水)	県庁 西庁舎 108号会議室		3/15(水)	佐久建設事務所 1階会議室
中信	1/13(金)	木曾合同庁舎 301 会議室	南信	1/16(月)	諏訪合同庁舎 505 会議室
	1/26(木)	松本合同庁舎 202 会議室		1/19(木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	2/9(木)	大町合同庁舎 101 会議室		2/2(木)	飯田合同庁舎 202 会議室
	2/24(金)	松本合同庁舎 202 会議室		2/16(木)	諏訪合同庁舎 505 会議室
	3/8(水)	木曾合同庁舎 301 会議室		3/2(木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	3/16(木)	松本合同庁舎 202 会議室		3/9(木)	飯田合同庁舎 202 会議室

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

以後のスケジュールについては、決まり次第、県ホームページに掲載しますので、下記 URL をご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html>

4 事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに下記まで電話連絡をお願いします。

会 場	受 付	電話番号
佐久、上田	長野県行政書士会 東信支部	0268-25-8720
諏訪	長野県行政書士会 諏訪支部	0266-57-5503
伊那、飯田	長野県行政書士会 南信支部	0265-73-2208
木曾、松本、大町	長野県行政書士会 中信支部	0263-87-3798
長野、北信	長野県行政書士会 北信支部	026-229-6388

5 相談の詳細について

詳細については、下記 URL をご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html>



[QR コード]

6 お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

事務連絡
令和4年12月26日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

字光式照明器具の取扱い変更について

師走の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会業務につきまして、ご理解をいただきご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記につきましてご案内申し上げますので、時節柄ご多用とは存じますが益々下会員様にご周知くださるようお願い申し上げます。

記

新規取扱製品(登録自動車用)

製品名 旭化成テクノプラス LUMINA FM (ルミナ)

型式 LMN-T01

性能確認 (一社)全国自動車標板協議会

令和4年11月18日 「全標協発第118号」確認されております。

その他 ・12V-24V 兼用でHV-EV 対応型

・通常は4年の保証期間ですが、WEB 保証登録時は最長5年

・詳細につきましてはパンフレットを参照ください。

販売価格 31,430円(消費税含)

販売開始日 令和5年1月5日

なお、現行の「ダイヤモンドリング・スリム」の販売は、しばらくの間併売いたします。

 LUMINA™

AsahiKASEI
旭化成テクノプラス

驚愕の
3.9mm
なのに
高性能

- 超薄型 本体厚み3.9mm、付属メッキ枠厚み 7.7mm
- 明るさ 37%UP (165cd/m) ※当社従来品比
- 定電圧回路搭載 使用電圧範囲 DC6~32V
12V・24V車、HV・EV車、幅広い電圧範囲に対応
- ノイズレス 自動車用電磁波ノイズ規格
CISPR25 CLASS5 (最高ランク)適合
- 保証期間 最長5年 (WEB保証登録時) 通常4年
- 車検対応



LUMINA™
Webページ



『未来型』字光式照明器具 LUMINA™がこだわる5つのポイント

1 洗練されたスタイル

本体の本体厚み 3.9mm
メッキ枠(厚み7.7mm)標準装備(装着白田)
バックカメラの映り込みを低減



2 こだわりの光

明るさ 37%LP(165cd/m)[※]
光ムラがなく(均斉性1.1)、スッキリした青白いLED光



3 定電圧回路搭載 幅広い電圧に対応

- 12V・24V車、HV、EV車
幅広い電圧動作に対応
(動作電圧範囲DC6〜32V)
- 電圧の変圧変動に左右されず、
一定の明るさで発光します。
- 電圧変動によるLEDへの負荷を
軽減します。



4 ノイズレス

自動車用電磁気ノイズ規格 CEM25
最高ランクのCLASS1に適合しています。
またノイズ対策の取組も認めています。
(規格JIS C 3235-195)



5 保証期間最長5年

- WVE保証登録済かつ
保証期間が5年になります。(通常4年)
- IPX4(車載用途試験)、IPX7(防水試験)の
防水規格に適合。



【製品仕様】

- 製品名 LUMINA™(L2-L1)
- 品番 LUM-T01
- 発売時期 全線発売前(1/10)
- 発売日 令和4年11月18日
- 対応電圧 12V・24V専用(動作電圧範囲 DC6〜32V)

- 用途 自動車用(軽自動車では使用できません)
- 寸法 本体 H164mm×W325mm×D3.9mm
メッキ枠 H171mm×W335mm×D7.7mm
- 質量 本体 310g
メッキ枠 45g
- 消費電力 1.7W
- LED寿命 10000時間

- 明るさ 165cd/m
- 保証書 自動車用電磁気規格(型式適合) 自動車用電磁気
規格適合 1.0m
- ネジ AM4 2.0mm スタンレススチール×2
- フレーム 200×100×4mm
- 付属品 レンズ・ロッキング2.0mmバンド×3
- 保証期間 最長5年(WVE保証登録済) 通常4年

旭化成テクノプラス株式会社

〒104-0033 東京都中央区新富1-2-25番3号 在友不動産新富ビル2F電話 TEL.03-3552-5350 FAX.03-3552-5210

事務連絡
令和5年(2023年)1月6日

長野県行政書士会 ご担当者 様

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可・経営事項審査の電子申請システムによる
申請受付開始について（通知）

本県では、下記のとおり建設業許可・経営事項審査の申請等について「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用した電子申請の受付を開始しますので、貴会会員様への周知にご配慮願います。

（電子申請受付開始後も、引き続き今までどおり書面による郵送申請も受け付けます。）

記

1 電子申請システム

システム名：建設業許可・経営事項審査電子申請システム

(Japan Construction Industry electronic application Portal[JICIP])

ログイン URL：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

2 利用開始日時

令和5年1月10日（火曜日）午前9:00から利用開始

3 対象手続き

① 建設業許可関係

- ・許可申請（新規許可,許可換え,般特許可,業種追加,更新）
- ・変更等の届出（事業者の基本情報,経営業務管理責任者,営業所の専任技術者等）
- ・廃業等の届出
- ・決算報告

② 経営事項審査関係

- ・経営事項審査申請（経営規模等評価、総合評定値）
- ・再審査申請（経営規模等評価、総合評定値）

4 長野県の建設業許可・経営事項審査における取り扱いについて

① 申請手数料の支払い方法

Pay-easy によるインターネットバンキングからの電子納付又は、長野県収入証紙による納付
(電子申請システムで申請後、専用添付台紙をダウンロードし郵送)

② 電子申請時の確認書類提出方法

すべての確認書類について、PDF 等の電子データを電子申請システムよりアップロード

③ 提出が不要となる確認書類

- ・消費税／地方消費税の申告及び納税を確認する書類
- ・技術検定合格者証写し
- ・経営状況分析結果通知書原本

④ 建設業許可証及び経営事項審査結果通知書の通知について

許可証及び結果通知書の原本については、通常どおり、書面により建設事業者あてに発送します。(代理申請者には、処理結果を電子申請システムより通知します。)

5 電子申請システム詳細について

① 電子申請システムの詳細について

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html (国土交通省 Web サイト)

② 長野県における取り扱い詳細

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/jcip.html>

長野県建設部建設政策課建設業担当

建設業審査幹：小原 徹 担当：池田 泰久

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL : 026-235-7314 FAX : 026-235-7420

Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

令和5年1月スタート

建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!



建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

電子申請のメリット



▶ 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



▶ データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。

※デジタル庁が提供する認証サービス「GBizID」のID取得が必要となります。

※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。



▶ エラーチェック、自動計算

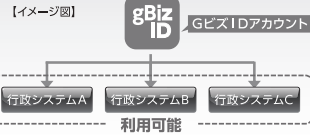
システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

ご利用の前にご確認ください

▶▶ G Biz ID アカウントのご用意(必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「G Biz ID」が必要になります。

事前に「G Biz IDプライム」アカウントの取得、または取得後に「G Biz IDプライム」アカウントから作成した「G Biz IDメンバー」アカウントをご用意ください。



※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「G Biz ID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。

▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

○建設業許可関係

・許可申請
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)

・変更等の届出
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)

・廃業等の届出 ・決算報告

・許可通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱い異なります。

○経営事項審査関係

・経営事項審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)

・再審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)

・結果通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・法務省(登記事項証明書)

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人

・技術検定合格証明書



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・納税情報(法人税/所得税)

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人

・納税情報(消費税及地方消費税)

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

・技術検定合格証明書(令和5年1月~)

・建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)

・監理技術者資格者証(令和5年度)

・建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

▶▶ ご注意ください

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。



ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等

◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

TEL:03-5253-8111

お知らせ

行政書士無料相談について

広報部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

令和4年度「行政書士無料相談会」開催日時・場所

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数												合計				
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	知的財産	建設風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係		行政不服申立	代理業務	その他	
東信	10月22日(土) 10:00~15:00	上田市 西部公民館 (電話相談) 佐久市 担当行政書士 各事務所 (電話相談)	4										2				1	7	
諏訪	10月1日(土) 10:00~16:00	諏訪市駅前交流テラス すわっちゃオ	2							1			2		2			7	
南信	10月11日(火) 10:00~15:00	南信支部伊那支所事務局 (電話相談)	10												1			11	
	10月15日(土) 10:00~15:00	南信支部伊那支所事務局																	
	10月16日(日) 10:00~15:00	エス・バード																	
中信	8月20日(土) 10:00~15:00	筑北村役場	25			3												11	41
	8月21日(日) 10:00~15:00	安曇野市豊科交流学習 センター																	
	8月22日(月) 10:00~15:00	塩尻市市民交流センター (えんぱーく)																	
	9月4日(日) 10:00~15:00	大町市総合福祉センター																	
	9月4日(日) 10:00~15:00	木曾町文化交流センター																	
	9月10日(土) 10:00~15:00	松本市勤労者福祉センター																	
	10月11日(火) 10:00~15:00	塩尻市市民交流センター (えんぱーく)																	
	10月20日(木) 10:00~15:00	安曇野市役所																	
北信	10月5日(水) 13:00~16:00	もんぜんぷら座	7				1	1											9
	10月11日(火) 9:30~12:00	東長野いこいの家																	
	10月16日(日) 13:00~16:00	中野市人権センター																	
	10月24日(月) 13:30~16:00	須坂商工会議所																	
合計			48	0	0	3	1	1	0	1	0	6	0	3	0		12	75	

長野県行政書士会会長選任規則の一部改正について

(令和4年12月19日理事会議決)

○長野県行政書士会会長選任規則（平成21年6月26日）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(選挙権) 第1条 理事及び代議員は、会長の選挙権を有する。<u>ただし、第35条に定める郵便を利用した選挙を実施する場合は、その投票の初日において、当該選挙結果に基づく役員の選任が議案とされる総会において代議員となることが予定されている者を選挙権者とする。</u></p>	<p>(選挙権) 第1条 理事及び代議員は、会長の選挙権を有する。</p>
<p>(郵便を利用した選挙の実施) 第35条 <u>特別な理由により理事及び代議員が現に一つの場所に参集して行う総会を開くことができない場合に限り、郵便を利用した選挙を実施することができる。この場合において、第16条第2項、第16条第4項、第17条、第18条、第19条、及び第20条は、適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(郵便を利用した選挙事務) 第36条 <u>前条の選挙を実施するときは、委員会はかかる事務をつかさどる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(郵便を利用した選挙の投票) 第37条 <u>第35条の選挙を実施するときは、投票所を本会の事務局に置くこととし、選挙権者は郵便を利用して投票しなければならない。</u> 2 <u>郵便を利用した投票においては、投票された投票用紙について、投票した選挙権者が特定されない措置をとるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(郵便を利用した選挙における投票用紙の交付) 第38条 <u>委員会は、第35条の選挙を実施するときは、所定の投票用紙を郵送により選挙権者に直接交付する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>付則 この規則は、令和4年4月13日から施行する。 付則 この規則は、令和4年12月19日から施行する。</p>	<p>付則 この規則は、令和4年4月13日から施行する。</p>

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	3,000円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

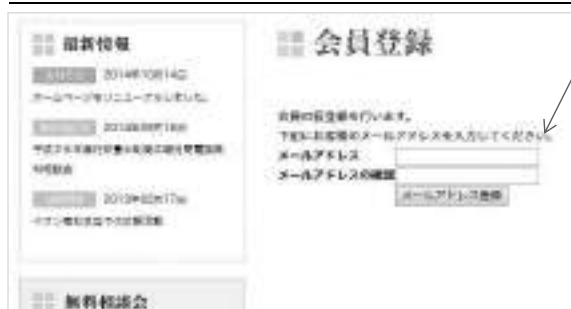


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□日行連車検証の交付に係る事務の委託制度に関する説明会 (Teams)

- 1 と き 令和4年10月19日(水)
- 2 出席者 宮本運輸交通部員

□第2回日行連模擬 ODR(zoom)

- 1 と き 令和4年10月19日(水)
- 2 出席者 中信支部深澤和歌子会員、北信支部柳澤博志会員
- 3 テーマ 住居用建物賃貸借に関する敷金返還又は現状回復をめぐる紛争

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和4年10月19日(水)
- 2 ところ 飯田市、飯田市役所
- 3 出席者 南信支部久保田学会員

□日行連 OSS 実務者説明会 (zoom)

- 1 と き 令和4年10月20日(木)
- 2 出席者 中塚運輸交通副部長
- 3 テーマ・講師
 - (1) OSS 制度の現状と将来像について・国土交通省
 - (2) 自動車検査証の電子化について・国土交通省
 - (3) スマート継続 OSS システム及び AINAS を利用した OSS 大量申請の手法について・(公財)自動車情報利活用促進協会

□ADR 手続実施者能力向上研修会

- 1 と き 令和4年10月20日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、手続実施者等 6名

4 内容・講師

- (1) 合意文書作成、模擬調停 (自転車、外国人)

□長野会・山梨会国際部合同研修会

- 1 と き 令和4年10月21日(金)
- 2 ところ 甲府市、タケダ・ストリート・ベース
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員1名

4 研修内容

- (1) 外国人労働者の適切な雇用管理
- (2) 私の経験した入管業務について
- (3) 座談会「“with コロナ & after コロナ” 入管業務の変化とその対策について」

5 講師

- (1) 山梨労働局職業安定部職業対策課外国人雇用対策担当官 小泉 仁 様
- (2) 東京出入国在留管理局甲府出張所所長 村井 昌市 様

□第2回関地協会会長会 (zoom)

- 1 と き 令和4年10月27日(木)
- 2 出席者 山本会長
- 3 議題
 - (1) 令和4年度日行連関東地方協議会連絡会について
 - (2) その他(提出されたアンケートによる議題)

□正副会長会

- 1 と き 令和4年10月28日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 本会組織変更に関わる一時支援金について
 - (2) 綱紀案件について
 - (3) 新年賀詞交歓会について
 - (4) その他

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 令和4年10月28日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島、赤羽(康)各会場責任者、各試験監督員
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度行政書士試験合同会議
 - (2) 令和4年度行政書士試験会場別会議

□日行連軽自動車 OSS(新規検査)の申請手続き等に関する説明会(zoom)

- 1 と き 令和4年11月1日(火)
- 2 出席者 廣瀬運輸交通部長
- 3 内容
 - (1) 軽自動車 OSS の全体概要、軽自動車検査協会・地方税共同機構が求める事前準備
 - (2) 一括利用者システム AINAS の概要、事前準備、AINAS 操作 (OSS 申請)
 - (3) 手数料納付、検査申請審査、重量税納付、運用等留意事項
 - (4) 軽自動車二税申告審査、環境性能割納付、運用等留意事項
- 4 説明
 - (1) 軽自動車検査協会・地方税共同機構
 - (2) (公財)自動車情報利活用促進協会
 - (3) 軽自動車検査協会
 - (4) 地方税共同機構

□法務部会

- 1 と き 令和4年11月4日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部長
- 4 会議事項
 - (1) 市民セミナー&無料相談会(11月25日)について
 - (2) 市民セミナー&無料相談会のチラシ配布
 - (3) その他

□研修部会

- 1 と き 令和4年11月7日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、鈴木、二瓶(オンライン)各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度新規登録者必須研修会について
 - (2) その他

□(公財)長野県国際化協会主催外国人相談対応関係機関連絡会議(zoom)

- 1 と き 令和4年11月9日(水)
- 2 出席者 春日国際部長
- 3 テーマ 関係機関における外国人支援の状況について

□神奈川県国際部主催研修会(zoom)

- 1 と き 令和4年11月10日(木)
- 2 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員6名
- 3 演題
 - (1) 在留資格「経営・管理」に係る審査実務について
 - (2) 在留資格「特定技能」に係る審査実務について
- 4 講師 法務省東京出入国在留管理局横浜支局派遣講師

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和4年11月14日(月)
- 2 ところ 長野市、東京出入国在留管理局長野出張所
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和4年11月15日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 春日国際部長

□丁種封印名簿登載希望者事前研修会

- 1 と き 令和4年11月17日(木)
- 2 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、会員14名
- 3 研修内容 封印制度、封印業務の説明、作業完了報告書の記入方法など
- 4 講師 運輸交通部宮本部員

□日行連農地法関係業務担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年11月18日(金)
- 2 出席者 柳澤農林建設部員
- 3 プログラム
 - (1) 農地法等農業関連業務に関する意見交換
 - (2) 農地利用に関する支援や農委の違反転用に係る意見交換等

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和4年11月18日(金)
- 2 ところ 長野市、生涯学習センター
- 3 出席者 北信支部藤澤慎佑会員

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和4年11月18日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 松島副会長、土屋委員長、甲田副委員長、大澤(オンライン)、小池各委員
- 4 会議事項
 - (1) 会館オンライン工事の業者選定、費用見積りについて
 - (2) マイナンバーカード代理申請窓口(千曲市)の設置について
 - (3) マイナンバーカード関連事業、今後の対応について
 - (4) その他

□農林建設部研修会

- 1 と き 令和4年11月22日(火)
- 2 ところ 長野市、会館

- 3 出席者 赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部員、会員36名(会場3名、オンライン33名)

- 4 研修内容
 - (1) 建設業許可・経営事項審査電子申請の概要について
 - (2) ワイズ電子申請支援システムを使用した経営状況分析電子申請と結果データ受取操作実習
- 5 講師 ワイズ公共データシステム株式会社 分析担当 八澤浩児先生

□日行連申請取次行政書士管理委員会・関東地方協議会責任者会議

- 1 と き 令和4年11月24日(木)
- 2 ところ 東京都、日行連
- 3 出席者 春日国際部長

□法務部主催「相続・遺言セミナー・無料相談会」

- 1 と き 令和4年11月25日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部員、一般6名、会員8名
- 4 講義内容 相続と遺言の基本
- 5 講師 法務部員 高野 聡子 先生

□日行連許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年11月25日(金)
- 2 出席者 柳澤誠前法務部長
- 3 内容
 - (1) NPO法人設立手続きの害お湯及びWEB報告システムについて
 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について
 - (3) 行政書士の医療法人業務について

□福岡県行政書士会ADR研修 (zoom)

- 1 と き 令和4年11月26日(土)

- 2 出席者 北信支部涌井史明会員
- 3 内 容 ロールプレイ（自転車事故、ペトトラブル）他
- 3 講 師 日行連 ADR 推進本部派遣講師

□日行連オンラインセミナー「建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて」

- 1 と き 令和4年11月28日(月)
- 2 出席者 柳澤農林建設部員
- 4 内 容 建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて
- 5 講 師 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課経営指導係長 今村 隆輔 様

□支部長会

- 1 と き 令和4年11月28日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、林、赤羽(康)、赤羽(公)、小野、和田各支部長
- 4 内 容
 - (1) 本会組織変更に係わる一時支援金について
 - (2) 各支部の運営状況について
 - (3) その他

□総務部会

- 1 と き 令和4年11月30日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島部長、三浦副部长、麻生、大前各部員
- 4 内 容
 - (1) 新年賀詞交歓会について
 - (2) 職務上請求書の取扱いについて
 - (3) 会長選任規則の一部改正（案）について
 - (4) その他

□ADR（裁判外紛争解決手続）研修会

- 1 と き 令和4年11月30日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会长、和田センター長、岡

- 田運営委員、手続実施者等6名、会員10名
- 4 内 容 模擬調停とロールプレイ
- 5 講 師 日行連 ADR 推進本部員 竹内正也先生（東京会）

□日行連関地協連絡会

- 1 と き 令和4年12月1日(木)、2日(金)
- 2 と ころ 宇都宮市、ホテルニューイタヤ
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、荻原（公）各副会长
- 4 会議内容
 - (1) 会長会および意見交換会
 - (2) 全体会（日行連との連絡会等）

□広報部会

- 1 と き 令和4年12月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会长、小西部長、五味副部长、高木部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報158号（1月号）の発行について
 - (2) 行政書士記念日について
 - (3) その他

□第3回日行連模擬 ODR(zoom)

- 1 と き 令和4年12月6日(火)
- 2 出席者 東信支部柳澤祥子会員、北信支部宮本徹会員
- 3 テーマ 愛護動物に関する紛争

□日行連中央研修所全国担当者会議（zoom）

- 1 と き 令和4年12月12日(月)
- 2 出席者 渡邊研修部長

□中間監査

- 1 と き 令和4年12月12日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 香山、土屋各監事、山本会長・政連会長、赤羽政連幹事長
- 4 監査執行状況

令和4年4月1日から令和4年11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月19日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□総務部会

- 1 と き 令和4年12月12日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島部長、三浦副部長
(オンライン)、麻生(オンライン)、大前各部長
- 4 会議事項
(1) 新年賀詞交歓会について
(2) その他

□農林建設部研修会

- 1 と き 令和4年12月13日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部長、会員46名(会場6名、オンライン40名)
- 4 研修内容
(1) 制度変更について
(2) 電子申請システムの導入について
- 4 講師
長野県建設部建設政策課建設業担当 課長補佐 野本 和弘 様、同 担当係長 池田 泰久 様

□日行連関地協・東京会共催の入管業務研修会 (zoom)

- 1 と き 令和4年12月13日(火)
- 2 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員6名
- 3 科目
(1) オンラインによる在留諸申請の方法
(2) 身分系在留資格の審査運用について

- 4 講師 東京出入国在留管理局担当官

□国際部研修会

- 1 と き 令和4年12月15日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員47名(会場12名、オンライン35名)、山梨会2名、東京会1名
- 4 研修内容
(1) 帰化申請、国籍取得について
(2) 特定活動について 申請に関する注意点
- 4 講師
(1) 長野地方法務局戸籍課 平田圭寿 課長
(2) 東京出入国在留管理局長野出張所 大宮誠司 所長

□理事会

- 1 と き 令和4年12月19日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長、渡邊、上島、木村、久保田、岡田、小野、奈良木、三浦、和田、鈴木各理事、香山、土屋各監事、坂本綱紀委員長、宮下選挙管理委員長、柳澤コスモスしなの支部長
- 4 会議事項
(1) 中間監査報告について
(2) 会長選任規則の一部改正(案)について
(3) 旅費規程の一部改正(案)について
(4) 令和5年新年賀詞交歓会について
(5) 本会組織変更に係わる一時支援金について
(6) 綱紀案件について
(7) (一社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部との会館使用契約について
(8) その他

□日行連デジタル推進本部と関地協デジタル担当者との意見交換会 (zoom)

- 1 と き 令和4年12月19日(月)

- 2 出席者 土屋デジタル推進特別委員長
- 3 内 容
 - (1) 日行連の取組み内容についての共有
 - (2) 単位会デジタル推進について
 - (3) 行政書士のデジタル対応策について

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和4年12月20日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 五味国際部員

□日行連マイナンバーカード代理申請事業管理責任者向け説明会(zoom)

- 1 と き 令和4年12月21日(水)
- 2 出席者 松島副会長
- 3 内 容
 - (1) 現状の課題
 - (2) 課題解決のための取組み
 - (3) 事業費の精算について
 - (4) 事故があった際の報告について

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務11月分報告書提出

- 1 と き 令和4年12月27日(火)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

□東京会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月10日(火)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出席者 萩原副会長

□ADR 関係機関への広報活動

- 1 と き 令和5年1月10日(火)、11日(水)
- 2 と ころ 北信(長野市、飯山市、中野市、須坂市、千曲市)、東信(上田市、小諸市、東御市、佐久市)各市関係機関を訪問
- 3 出席者 和田センター長、二瓶副センター

長、岡田運営委員

□新潟会新春講演会・賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月11日(水)
- 2 と ころ 新潟市、新潟グランドホテル
- 3 出席者 赤羽(康)副会長

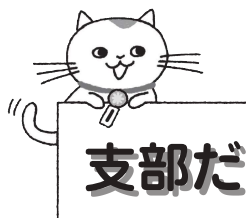
□埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月13日(金)
- 2 と ころ さいたま市、ロイヤルパインズホテル浦和
- 3 出席者 萩原副会長

□千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月13日(金)
- 2 と ころ 千葉市、アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
- 3 出席者 松島副会長





支部だより

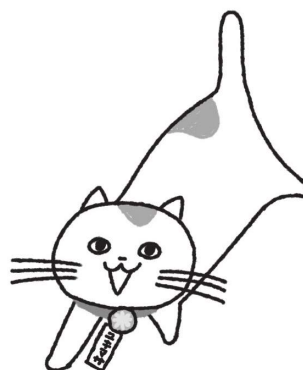
東信支部研修会報告

東信支部研修部長 木内 拓郎

東信支部では、令和4年10月14日（金）に、Zoomによるオンライン研修会を開催しました。上田市農林部農政課の松崎博史様と上田市農業委員会事務局の笠井宏輝様より農地法に関する情報の伝達と、参加会員から事前に受け付けました質問をご回答いただきました。

伝達事項としては、「農業振興地域の整備に関する法律」について制度の概要をはじめ、農用地区域の変更を満たす要件を詳細にご説明くださいました。プレゼンテーションソフトによる資料をご提供いただき、視覚的にもわかりやすく伝わりました。

オンライン形式のみでしたが、27名（他支部からは9名）の会員にご参加いただき、質問事項も多数寄せられました。日常の仕事の中で、個人会員が持つ疑問点を解消する機会ではありましたが、各人の質問事項を共有し、新たな視点から学ぶ機会にもしていただければ幸いです。





研修会を開催しました

諏訪支部 五味 直美

諏訪支部では、令和4年度から対面型の業務研修会を再開しました。7月のインターネットセキュリティに関する研修に続き、11月に国際部会、12月には保健環境風営部会の研修会を行い、講師の話に耳を傾け、情報を共有する機会を持ちました。

〈諏訪支部・南信支部合同国際部会研修会〉

令和4年11月29日、「国際業務の基礎 ～外国人の在留資格と就労～」をテーマに、南信支部との合同研修として行いました。第一部は、国際業務の経験が長く、長野県行政書士会国際部担当副会長でもある赤羽康志支部長が講師を務め、これから国際業務を始めたい会員や、普段は国際業務を手掛けていない会員に向けて、主に就労系在留資格の申請の流れ、受任するときの注意点について解説しました。また、今後はハイブリッド形式での研修が必要となる可能性が高いことを踏まえ、テストも兼ねて希望者へのYouTube配信も行いました。第二部は、会場参加者全員が輪になって座り、入管行政に関する最新情報や事例を紹介する情報交換会を行いました。在留諸申請に関する話題だけでなく、社会保険と在留資格の関係について社会保険労務士でもある会員からレクチャーを受けるなど予想外の内容もあり、充実した研修会となりました。

〈食品衛生法の改正等についての研修会〉

令和4年12月9日、諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課の園田春美係長を講師にお招きし、昨年6月に施行された改正食品衛生法についての研修を行いました。営業届出制度が新設され、食品営業許可についても業種の見直しが行われるなど制度が大きく変わった一方で、その内容についての周知は十分とはいえず、支部としても待望の研修会となりました。改正点についての丁寧な説明があり、電子申請の方法、HACCPに沿った衛生管理と講義が進みましたが、届出制度についてはどの業種に該当するかの判断が難しいと感じました。届出制度が創設されたことや許可営業者の更新の際には改めて申請書類を準備する必要があること、施設基準が変更になったことなど、行政書士として備えておくべき実践的な知識・情報を得ることができました。出席した会員からは具体的な質問が多く寄せられ、大変有意義な研修会となりました。



新年あいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 山本 準一

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

日頃より本政治連盟の活動につきましてご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は7月に参議院議員選挙が、8月には長野県知事選挙が行われ、政治が大きく動いた1年となりました。会員各位におかれましては、推薦候補必勝に向け応援活動等にご協力戴きましたこと改めて感謝申し上げます。

参議院選挙前にあたる6月には、東京の衆議院第一議員会館において「行政書士制度推進議員連盟および懇話会との集い」が開催され、国会開催中であるにもかかわらず与野党合わせて30名を超える先生方に駆けつけていただきました。これまでの災害時における被災者支援やコロナ禍における中小事業者支援、ウクライナ避難民の在留許可申請の相談窓口開設等について、私たちの活動を高く評価していただくと同時に、国が現在推し進めております行政手続きのデジタル化において、行政書士の果たす役割に期待する発言が相次ぎました。

本政治連盟といたしましても、デジタル化に対応できない国民のために、「デジタル民生委員制度」の導入を提案しながら、申請代理人として特別な立場を付与していただけるよう国会議員、県会議員等へ要請して参る所存です。

今年は、4年に一度の統一地方選挙の年に当たります。それぞれの選挙応援を通じて自治体の首長や地方議員との信頼関係を築いていくことが、行政書士の職域拡大と社会的地位向上に向けた土台作りに繋がります。国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することが行政書士としての使命であることを改めて自覚し、皆さまのご協力をいただきながら精力的に政治連盟としての活動を進めて参りたいと存じます。

結びに、本年も引き続きコロナ禍でのスタートとなりましたが、会員の皆さまには健康にくれぐれも留意され、「兎」のような躍動の年となることをご祈念申し上げまして念頭の挨拶と致します。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
南信支部	4. 10. 15	堀木 慎司	下伊那郡松川町	中信支部	4. 10. 15	川井 伸夫	大町市
中信支部	4. 11. 1	清澤 清	大町市	北信支部	4. 11. 1	古川 翔	長野市
諏訪支部	4. 11. 15	有賀仙太郎	諏訪市	諏訪支部	4. 12. 15	朝倉 祐作	茅野市
南信支部	4. 12. 15	田中 良幸	飯田市	北信支部	4. 12. 15	久保 和幸	長野市

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
中信支部	長谷川 浩	4. 10. 31	南信支部	坪田 尚行	4. 10. 31	中信支部	上原 明子	4. 11. 30
中信支部	米久保忠俊	4. 12. 27	南信支部	箕浦 一夫	4. 12. 31			

—法人会員—

みさわ行政書士法人（諏訪市高島三丁目1201番地90）・入会年月日 R4. 10. 13)

—単体会変更—

東京都行政書士会へ移転（R5. 1. 1）東信支部 古谷 優子（北佐久郡軽井沢町）

元理事・元副会長甲田正昭先生逝く

昭和62年から平成7年及び平成19年から平成21年まで理事として、また平成7年から平成19年まで副会長として本会の運営に尽力された甲田正昭先生が、令和4年11月23日お亡くなりになりました。

先生の突然の逝去に対し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

藤 田 平一郎 殿（東信）
令和4年11月

寺 澤 仁 殿（南信）
令和4年12月

饗 場 俊 雄 殿（東信）
令和4年12月

編集後記

久しぶりの再会や会合など、直接お会いして談笑できる機会が増えてきたように思います。2023年の干支はうさぎ。小さくとも飛躍し、楽しい時間や笑顔のある、穏やかな年にしたいものです。

（広報部員 高木 陽子）

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士 に相談しよう



青島野田 香

行政書士は、さまざまな許認可や届出、通告や相談、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：**総務省**
長野県



日本行政書士会連合会 及び 長野県
2024年10月

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

【新刊・好評図書のご案内】

実務が複雑になる「代襲・再転・数次相続」に
焦点を当てて徹底解説！



代襲相続・再転相続・ 数次相続の法律と実務

安達敏男・吉川樹士 著

2022年11月刊 A5判 260頁 定価3,080円(本体2,800円)

- 代襲・再代襲、再転・再々転など、複雑なケースにおける相続実務を徹底解説。
- 数次相続における登記実務について、遺産分割協議書や登記申請書等の書式を多数収録。また、相次相続控除などの相続税法上の問題点にも言及。
- 寄与分や特別受益が絡むケースや、死因贈与、負担付遺贈等により複雑化するケースにおける実務の考え方も詳解。
- 初任者向けの入門書としても、実務における手引きとしても活用できるコンパクトな構成。

出入国管理に関する唯一の法令集！



注解・判例

出入国管理実務六法 令和5年版

出入国管理法令研究会 編

2022年11月刊 A5判上製箱入 1,936頁 定価7,150円(本体6,500円)

入管実務における絶対的コンメンタール



入管関係法大全

立法経緯・判例・実務運用

出入国管理法令研究会 編著

2 在留資格(第2版) (技能実習、特定技能を除く。)

2021年10月刊 A5判 348頁 定価3,630円(本体3,300円)

3 技能実習法 / 4 特定技能

2022年3月刊 A5判 492頁 定価5,060円(本体4,600円)

簡単で分かりやすい入管手続の手引書！



第6版 よくわかる入管手続

基礎知識・申請実務と相談事例

佐野秀雄・佐野誠 著

2022年6月刊 A5判 556頁 定価6,050円(本体5,500円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

